

◆遺言をなしうる事項  
大きく四つあります。

ア 相続の法定分の修正  
妻と子が相続人となる場合、妻についての法定相続分は2分の1ですが、妻の老後の生活のために、その取り分を2分の1より大きくするようになることなどが考えられます。逆に親不孝な子について、法定相続分から減らす場合もあるかも知れません。

イ 相続以外の財産処分  
法定相続人以外に遺産を贈与する場合、例えば孫に対して教育資金などを贈り、相続語を規定するなどがあります。

遺言執行人を指定することなどが考えられます。

工 遺言の執行に関する事項  
なお遺言の中に、子供たちに対して「兄弟仲良くするように」とか「お母さんを大事にするように」という内容のものが書かれている事例があります。精神論としては意味がありますが、法的には意味がないものとされています。

「言をなしうる事項」と厳格な「方式」とを定め、法定の「方式」に従つたものである限り、被相続人の意思の実現を法的に保障することにしたのです。これが遺言制度です。

ウ 身分関係に関する事項

林を守る活動をしている公益法人に対する寄付する場合などが考えられます。

斜の引き下げである。だが、小斜水準の適正化や米価下落に伴い引き下げに貢献してきた「標準小作料制度」は廃止されてしまい、農地の借り手は貸し手と直接交渉して小作料を決めことになった。

行政が地域農業の状況を鑑みて、適正な小作料水準に誘導していくことはできなくなった。そのため、小作料の減額交渉がうまくいかず困っている扱い手も多いのではないか。

小作料水準については、地域で統一的な指標を設定する必要がある。農地の整備状態に応じて小作

生涯現役

# ■ 傾斜地も安全・安心「らくらく号」 ■ 奈良 高齢者支える「らくらく農法」

奈良県で4ジャンルの専門家が取り組む「らくらく農法」。奈良県大和高田市の農機具メーカー・三晃精機(株)は、傾斜地でも荷物をのせて無理なく運べる「らくらく号」を開発した。機械操作の苦手な女性や体力に自信のない高齢者も、安全で使いやすいと好評だ。

## 傾斜地での作業 負担軽減へ

「らくらく農法」では、傾斜地で農作業する人たちの体への負担を軽減することが課題の一つだった。

三晃精機㈱は、この課題解決に向けて同県の農業研究開発センターとの共同研究で農機具の開発に着手した。



## 電動運搬車「らくらく号」と開発者の笠岡社長

研究対象の下市町柄原地区は、梅と柿の園地が傾斜地に広がっていて、収穫時期には生産者は梅や柿の入ったカゴを肩にかけて斜面を何度も上り下りしなくてはならず、腰痛に悩む人も多かった。

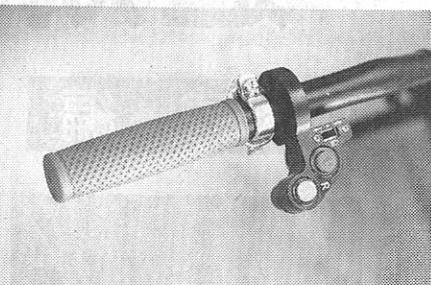
## 農家の意見聞き試作重ねる

そこで同社の笹岡元信社長（71）が「面白い機械がある」と、同社が30年前に開発した電動運搬車を発掘。当時の技術では農家に役立つパワーが出ず、お蔵入りになっていたが、今回現地に持ち込んで農家の人たちの意見も取り入れながら、試作と改良を何度も重ね「らくらく号」を完成させた。

「らくらく号」は、キャタピラで走行するクローラ型と一輪車型の2種。一輪車型は、重量が32キロとコンパクトで、最大80キロの荷物を搭載できる。

モーターは車輪の中に搭載。コード類をすべてホイール内部に収納することで、車輪に草木が絡まって転倒するのを防いでいる。

右手で電源を入れ、アクセラボタンを親指で押して前進。左手の緑のボタンでバックする。電源は自動的



に切れるので、消し忘れによる電池切れの心配もない。

女性や高齢者の心強い味方に

「病気の後遺症などで指先にマヒが残る方も、一番力が入るのは親指。だから親指1本で操作できるように設計しました」と笹岡社長。動力のない一輪車（ネコ車）の場合、傾斜地で転倒や落下の危険があるが、「らくらく号」は坂道の途中でもピタリと止まる。そんな「小回りと安全性」を生かして、被災地でも軽トラックが入れない場所でのガレキ撤去に役立っている。

女性や高齢者、農作業に不慣れな定年帰農者も安全かつスムーズに作業ができるように開発されている。

「年をとっても農作業を続けたい」「定年後、親の農業を引き継ぎたい」——そんな人たちの心強い味方となりそうだ。

◇次回は8月28日付